

平成19年12月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成19年12月14日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案の訂正について

第2 議案上程・質疑・委員会付託

議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第64号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について
議案第66号 勝浦市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の制定について
議案第67号 指定管理者の指定について
議案第68号 指定管理者の指定について
議案第69号 指定管理者の指定について
議案第70号 指定管理者の指定について
議案第71号 指定管理者の指定について
議案第72号 指定管理者の指定について
議案第73号 損害賠償の額の決定について
議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算
議案第75号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第76号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第77号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算

第3 陳情の委員会付託

- 陳情第3号 高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情
陳情第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情
陳情第5号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情

第4 休会の件

開 議

平成19年12月14日（金） 午前10時00分開議

○議長（末吉定夫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案の訂正について

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案の訂正についてであります。

市長より議案の訂正について発言を求められておりますので、これを許します。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 議案の訂正について申し上げます。

議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算について、補正予算書70ページから72ページの補正

予算給与費明細書中、金額の一部に誤りがございましたので、訂正し、謹んでお詫びを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありますか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 議案第61号、議案第62号、議案第63号ですけど、議案第63号は別にしましても、この議員の報酬、費用弁償等について、そして特別職の費用弁償、給与について、確かに期末手当を0.05カ月上げるという説明を私は伺っておりますんですけど、いろいろな新聞等でもありますけど、今、超勤手当とかいろいろなものがカットされている報道の中でも、勝浦市の税込、県下52番目、76%、そういう徴収率の中でも、執行部あるいは議員、これは市民に対する物の考えの中で、一般職はともかく、その報酬、期末手当が上がるということはどういうことなのか。人事院勧告された中で上げるという今回の提案の中で、ほかの自治体は、あるいは県下の中でそのように、私の聞いたりしている中でも、ほとんど、上げようとしている状態ではないというものを聞いているのです。

そうしたときに、勝浦市において議員及び特別職が0.05カ月の人事院の勧告をそのまま受けて条例改正するという考え、まして税金も本当に厳しい中、また、今回、ごみ袋の有料化、国民健康保険あるいは水道料金、いろいろな面で市民負担が多い中で、少しでも我々も我慢せざるを得ないのか。景気は上向いているというものの、なかなか上向かない。税金も上がらない。勝浦の税金を考えても、非常に厳しい。我々、少しでも我慢せざるを得ないのかという中で1点、まず、人事院の勧告に伴って、県下の自治体もそういう動きがあるのか。そして、これを勝浦の市長、特別職のトップのほうからこういう提案されるということがどうなのかと。どのようにして、この人事院勧告をそのように受けなければいけないのか。むしろ、私の考えでは、それはもう少し待っていただきたい。そういう思いの中で、上げるに当たっての考え方を、いま一度ご説明願いたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、今回の特別職及び議員の報酬の関係でございますが、今、議員、ご指摘のように、今回、特別職及び議員の条例改正に当たりましては、人事院勧告がなされた後、県内の市町村にその実態について調査をさせていただきました。結果的には、まだ正式に決まってないところもありますけれども、一応、調査段階では3分の1の団体については未定及び見送りというような結果が出ておりますが、それ以外については基本的には実施というような回答をいただいております。

内容を何点か確認をさせていただきました。勝浦市の場合につきましては、既に平成9年度より一般

職と議員との間に0.05の格差を生じさせていただいております。これは当時からであります。その結果、常勤特別職及び議員の場合は年間4.40であります。一般職の場合、4.45であります。他の近隣の市町村を見ましても、一般職と同じように4.45の支給をしているところもあれば、議員みずからの発議等によりまして削減しているところも実際にはございます。

今回提案するに当たりまして、議会の議員の報酬等につきましては、市長提出議案と議員発議の両方があるわけですが、議会側のほうに協議をさせていただきました。今回、市の場合は、従来、人権に伴うものにつきましては、市長提出議案ということで慣例的に提案させていただいておりますので、その内容については、今回、0.05を引き上げるということで提案をさせていただきました。なお、その内容については、議員につきましては議員個人個人いろいろお考えあると思いますので、議案の中で十分ご審議をいただければいいかというふうに思っております。

なお、市につきましては、それ以外にも特別職、議員につきましても期末の基礎となります報酬、給与につきましても減額されているというような状況等を踏まえ、今回、0.05の引き上げの議案を提案させていただいたという内容でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 確かに人事院の勧告の慣例と言われる中で、市長も当時、1期目のときに5%、みずからの給料を下げ、私もその後、御宿町について、あるいは茂原市についても、みずからの給料を下げたという流れの中で、今回の慣例とは申すものの、慣例だから議案提出すると。だけど、慣例を破ってこそ、勝浦市のあるべき姿があつていいのではないかと。確かに議員のほうも、これを提案されれば、賛否両論いろいろあろうかと思うのです。ただ、議員の報酬も下げている中で、期末手当等を上げ、一般職との差が0.1カ月になってしまうからという問題でもなからうかと。みずからの自治運営とか、勝浦市をどう思うかの中であるべき姿があつてしかろうかと。

そういう中で、ほかの3分の1の自治体も今、調査の段階では、いずれはという話の中で、今、総務課長の答弁ありましたけど、勝浦市独自の考えの中で進んでほしいという思いを込めて、確かに議員のほうも全員協議会ありました。それは全員協議会の中では、各議員の考えの中で本会議という話もあつたものですから、私もここで議論させていただいているのですが、現況を考えると、ごみ袋は上がる、健康保険税は大変だ、水道料金は大変だという中で、もう少し自粛しての勝浦市の財政運営が必要ではないか。一般職については、この前の朝日新聞等を見られた方も多と思うのですが、ほかの自治体でもいろいろな超勤的なもの、あるいは、そういうものを全部削減して努力しているわけです。勝浦市はそれ以上に、もう少し今の段階では努力するべきではないかということをお私強く求めるのです。

本当に市長のお考えがあれば、幾ら慣例であっても、提案を先送りできたのではないかと。そういう面をもう少し考えていただきたいと、私は思う次第です。

実際、提案されているものですから、これは私自身の中で賛成するか反対するかの問題でしょうけど、そういう思いを皆さんに伝えながら、この辺は考えていただき、どうするかということです。実際に言わんとしていることは、市長自身がこれを市長提案しなくても、執行部提案しなくとも、まだほかのところはどうあるかを見定めてからやるべき問題であつたのではないかと。答弁はいいです。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 総務常任委員会にかかろうかと思うのですが、基本的なところだけお尋ねしておきたいと思っております。前段者とほとんど同じ趣旨なのですが、2つだけお聞きしたい。

1つは、条例の給料表を見させてもらっているのですが、今度の給料表の引き上げ改定、つまり給料表の改定率は1級、2級、3級にとどまって、4級から7級までは改定なしという認識でおるのですが、それでよろしいのかどうか。

この給与表でいう1級、2級、3級の現在の一般職の職員がこれに該当する、今度の改定に該当する職員がそれぞれの級別で何人ぐらいいるのか、あるいは、いないのか、この点について、まずお聞きしたい。額は給料表見ればわかるということだと思うのですが、ついでに名前出さなければ、何級の何号というのであると思うので、どの程度上がるのかというのも、できたらお示しをいただきたい。

2点目は前段者とほとんど同じなんですけど、これは初めに断っておきますが、政策選択ですから、提案者である市長にお聞きしたいのですが、つまり人事院勧告というのは、国家公務員あるいは地方公務員が労働組合を結成する団結権は公的に認められている。しかし、争議権は全く認められてないし、団体交渉権も一部というか大部分制限されているという中で、外国と違って労使のやりとりが相当制限されている。私は全く不当だと思っているのですが、外国では警察官も含めて争議権を持っているところがありますが、そこで人事院が動向を見ながら勧告をします。それを自治体が守ってベースアップなり、そういうものを行っている。最近、ベースダウンも勧告をしてくる状況もありますが、それは別としても、そうだと思うのです。私の理解というか私の解釈では、これは一般職の問題であって、特別職には、あえてこれをそのままスライドするというのではないと思うのです。

そういう趣旨から言うと、先ほども前段者から言っていたように、今までずっと水道料や国保税、その他ありますけれども、特に今回、12月議会に機を同じくして、一方では有史以来、ごみの有料化の条例案を提起している。その一方で、同じ議会に、今の経済状況の中で、景気が上向いた上向いたと言いながら、執行部みずからも分析の中で言っているように、そうは言ったって、自治体財政が本当に厳しい。きのうも言いましたけれども、このまま推移すればということで、財政再建団体にもなりかねない状況に勝浦市の財政状況はあるというふうに言って、ばさばさといろんな施策を一律10%カットとか、あるいは一方で、手数料その他を値上げしているという状況の中で、ここで給与改定で値上げの提案がいかがかと。どういうつもりで市長は、何を根拠としてそれを提案してきたのか、そのことを聞きたいわけです。

確かに、現行が6月と12月の期末手当合わせて4.4カ月です。しかし、平成19年度に4.45カ月、つまり0.05カ月上げようとする。平成20年度以降も0.05カ月上げようとする。額にすれば微々たるものかもしれない。しかし、その上げた分を上げなかったからといって、どれだけ財源的な効果が出るかといったって、それは微々たるものかもしれない。しかし、政治姿勢として、私はこの時期やるということが許されるのか。その辺をぜひお聞きしておきたいわけです。これが2つ目。

もしやっとなとしても、今、提案理由の説明で総務課長は、一般職が現行では4.45カ月分、特別職、議員が4.40カ月分だから、今0.05カ月分、一般職のほうが多いのだと。今度の勧告では、また平成19年度は4.5カ月分と0.05カ月分上げますよと。平成20年度以降も4.5カ月分と0.05カ月分上げてしまうから、もし常勤特別職あるいは議員を上げなかった場合に0.1カ月分差がついてしまう。だから、理由の一つとして上げるのだと、こう言っています。

しかし、私が一貫して主張しているのは、一般職は期末手当と勤勉手当と2つに分けているでしょう。特別職、議員は勤勉手当というのは払ってはいけないわけですから、あえて期末手当だけ払われている。ところが、その期末手当分を一般職の率より支給率を上げてしまって、今までそりい踏みにしていたわけです。それがやっとなと0.05カ月分だけ差がついた。だから、0.1カ月分ぐらい差がついたって当たり前の

話なのです、特別職と一般職の差は。そういうことからすれば、特別職に関してはその点は理由にならないというふうに思います。

そういう点で姿勢として、今の時期、同時に一方で市民に対する負担増、負担増は間違いないですからね。一方でそういうことについては、提案者である市長はどう考えているのか。

もう一点は、扶養手当の改定も出されているようですが、この点について改正点の要点のみで結構ですから、お答えをいただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、まず給料表の改定の関係についてご説明をさせていただきます。今回、給料表の改定につきましては、議員、ご指摘のように、勝浦市では一般行政職につきましては7級制をとっているわけでありますが、そのうち今回、1級から3級までを改定し、4級から7級までについては改定の対象外であります。これは、国及び県に準じた扱いでありますが、給料表自体につきましては、改定率であります。1級が1.0%、2級が0.5%、3級が0.0%、4級から7級につきましては改定なしという内容であります。

それで、実際、どのぐらいの職員が該当するのかということですが、職員全体で254名のうち、今回、給与改定の対象となる職員が83名であります。率にしますと32.7%が給与改定の対象者。参考までに、議員からご指摘ありました級別ということですが、1級が19名中19名、100%であります。2級が64名中56名が改定対象者でありまして、率で87.5%、3級が53名中8名が対象でありまして、15.4%。なお、4級50名、5級42名、6級9名、7級17名につきましては、改定なしということで、先ほど申しましたように、全体では32.7%の職員が今回の改定の対象ということになります。なお、平均につきましては、1,527円の額というふうになってございます。

期末と勤勉の関係、議員、ご指摘のように、議員特別職については期末手当ということで、職員の勤勉手当分を加味した上での、現在は0.05カ月分の差であります。これにつきましては、児安議員からも過去の議会でも、職員の勤勉手当分を何で特別職、議員の期末手当に加算するのだと。本来の期末手当という意見も何回かご指摘をいただいてございます。ただ、同じような回答になりますが、県内の56市、大部分の市で議員の期末手当分については、職員の勤勉手当分をある程度加味した上で実際の期末手当としている例が大部分でございまして、この内容がいいか悪いかにつきましては、特別職及び議員と十分ご協議あるいはご審議いただかなくてはいけないところではありますが、現実はそのようなのが実際のところでございますので、勝浦市につきましても、現在、そのような状況にあるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

3点目の扶養手当の関係でございます。今回、扶養手当につきましては、従来、配偶者がいない場合とか、あるいは、いる場合でも扶養でない場合等々につきましては、1人は別にしまして、2人目からは6,000円ということになりました。それが今回の改定で、子供等の扶養手当の支給額につきましては、2人目以降、従来の6,000円に係る部分については、すべて6,500円、500円のアップというふうな改定の内容でございます。私からは以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 特別職の件については、過去の人勸で何度か見送らせていただいております。

そういう関係で、今回、0.05カ月の支給を皆さんに提案した。そういう考えであります。以上。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号ないし議案第63号、以上3件は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第64号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、議案第66号 勝浦市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） では、最初に議案第64号ですが、一昨日の一般質問の答弁のときに、教育委員会が管理している上野集会所の一部を借り受けてやるのかと言ったら、福祉課としては借り受けではないのだという趣旨の発言があったと思うのですが、そうすると、どういう形でその施設の管理がその部分だけされていくのかという点について、お尋ねします。

議案第65号と議案第66号を一括でお願いしたいのですが、全員協議会の中などでもる説明があったわけですけど、ごみ問題の基本的な考え方をまずお伺いしたいのだが、今度の提案理由の説明の中でも、西暦2005年の2月14日に出されたわけですが、当時の環境省の中央環境審議会が廃棄物・リサイクル部会で出した意見具申が一般廃棄物の有料化について、一般廃棄物の発生抑制とともに負担の公平化、住民、つまり消費者の意識改革につながる、この3つが有料化の最大の目的として、そういう方向性を国が示して推進を図るというふうなことでやってきたというふうに私は思うのですが、そのことがベースになって今回の有料化について提起をしているのかということ、基本的なところでまずお尋ねをしたい。

2点目は、有料化することが削減効果があるというふうに市の提起の説明でも言われているのですが、しかし、今まで有料化されているところの実態を追跡調査してみると、確かに有料化を導入した当初はごみが減るのです。しかし、その後はまたじわじわじわじわとごみがふえてきている。有料化の年のごみの量が減るといのはなぜか。有料化前に家庭にため込まれていたごみを駆け込みで一斉に出してしまうとかということも一つあって減るのですが、その後はお金を出せば、ごみを幾ら出してもいいという意識が生まれまして、金払えばいいんだろうというような市民意識がどうしても生まれやすいという中で、有料化したところでごみが漸増しているというのが、そっちこっちの有料化の実態として出ているわけです。それは一つの自治体にとどまらず、執行部はそういう実態は把握していると思いますが、そういう状況が出てきているということが言われているのですが、その点についてはどういうふうにお考えなのか。提案では、減るよと言っているけれども、そういう実態を踏まえてどうなのかということが一つです。

県下の状況なのですが、県下の状況を見てみると、これは古いものですが、執行部は現時点のを持っていると思うのですが、2006年のものでいうと、県下49の自治体と衛生組合があるそうなのですが、その49のうち24は無料なのです。つまり、約半分は去年の段階でもまだ無料の自治体ないし処理組合なのです。

仮に有料であっても、野田市は大が170円、中が125円、小が85円とか相当高い指定袋の料金取っています。君津市も結構高いのですが、例えば、銚子などは大が30円、中が20円、小が15円、あるいは、館山は大が30円、中が20円、きょうも新聞に出ている東金も今度、有料提起をまたやっていますが、これが35円というようなことだとか、5～60円のところもちろんあるけれども、そういう状況にあります。

2006年度は去年だから、ことしは恐らく時代の趨勢という中で有料を目指しているところはふえてきていると思うが、現状はどうなのか。それでもまだまだ全部が別に有料の方向を出しているわけではないと思うので、その辺のところをどうなのかという点を3点目にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） ただいまのご質問の件でございますが、放課後子供プランのご質問の中で私がお答えした件でございますが、放課後ルームの施設でございます。これにつきましては、設置する際のガイドラインというのが示されております。その中でこのようになっております。施設設備につきましては、児童のための専用の部屋、または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意することということと、衛生及び安全が確保されるというようなガイドラインが示されております。これにのっとりまして、放課後ルームにつきましては、専用の施設というようなとらえ方をしております。したがって、この管理につきましては、所管でございます福祉課で行うべきだろうということで、施設の一部を移管がえしていただきまして、それを管理していくというような考えを持っております。ちなみに、過去に行われております3カ所につきましても、同様な対応で行っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、ごみの関係で1点目の中央審議会意見具申等がベースとなってこれらに取り組んだのかというようなご質問でございますが、基本的には国が打ち出しております方針、自治体は有料化を進めるべきだという方向性が2005年に打ち出されましたこと。また、市のほうで策定しております財政健全化計画との整合性を含めて2005年、平成18年度から検討に入ったところでございます。

2点目の有料化することで効果があるかということでございますが、効果につきましては平成12年度から実施しました分別によって、一通りの効果が見られております。その後は同量のごみ量で推移しておりますが、さらに今後は、また新たな分別等、また有料化によって効果が期待できるものと考えております。

次に、3点目の県下の状況でございますが、49自治体、または組合についてすべてを掌握しているわけではございませんが、現在、市につきましては36市中16市が有料化を実施済みでありまして、現在検討しておるところ、既に新聞報道等でご承知と思っておりますが、東金市が検討しております。また、そのほか、つい先月は香取市のほうから勝浦市の証紙による有料化による方法について問い合わせがあったところでございます。今のところ、新たな取り組みとしては東金市並びに香取市が動いているというふうには伺っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 学童保育の関係ですが、教育委員会所管の施設を管理がえしてもらって、その1室は福祉課のほうで確保するのだと。その部分をそういうふうにすると、どういう手続をとっていくのか、その辺、お尋ねします。

ごみのほうなのですが、そうすると、情報をそんなにとってないということなのだが、私のデータで

言えば、その時点で49の自治体あるいは清掃組合の中で24が無料であって、仮に香取市と東金市が有料になったとしても、22がまだ無料なのです。半分までいかないけれども、半分近くがそのままできている。そういう県下の状況の中で、勝浦市があえてそれをやってくるというのはどうなのかというふうに思うのだが、その点はどうかということ。

もう一つ、環境省が出していた趣旨ですが、その趣旨の一つの大きな一つとしてごみの減量化につながると、こう言っているのだけど、それは実際にやった幾つもの市で減量化してないのだから、ごみがふえてしまっているのだから、減量化につなげる場合、それをどうするのか。勝浦市が説明会でやった種々の施策は私は正しいと思うのです。むしろ、有料化のことよりも徹底した分別収集とか、今や先進諸国ではリサイクルなんていう話ではなくて、ご存じのとおり、リデュース、リユース、リサイクルでしょう。3つのRが原則なのです。要するに、ごみを減らして、再度使って、リサイクルしていくと、3つの方向を出すという方向でゴミ行政をやっていくというのが、ごみの減量化のための一番の施策だと思う。

そういう点では、有料化が一番後回しの話であって、端的に言えば、ごみになるものを消費者が買わなければいい、あるいは使わなければいい。だから、そういう点では市民に本当に徹底して協力を仰いでいく。執行部だけにそれを任すのではなくて、我々市民もそういう分別収集に対する協力や、あるいは場合によってはボランティアもあるでしょう。ゴミ集積所に対するいろんな町内会の協力体制とか、そういうものがあって初めて、そういうリデュース、リユース、リサイクルという方向が出てくるのだらうと思うのです。そういう点では、幾つかの施策を出しています。それを具体的にもう既にやっているものもあるが、まだ具体化してないものが結構あるわけで、それをどういうふうに行っているのか。五、六点、出していましたね。最後に有料化。有料化だけがかなり具体的な話が出てきてしまっていますが、その辺はどうなのかということをお尋ねしたい。

役所は、ゴミ問題については姿勢としていい姿勢を持っていると、私は評価します。一面ではいい姿勢を持っている。それは、徹底して可能な限り、市民に対する啓蒙、情報公開をしているということだと思う。東金市を聞いて見ると、説明とかそんなものをほとんどやってない、こういうふうに行っているのだが、そういう点では全然違うと。ただ、今度、予算案で150万円の時間外勤務手当を計上されてきているけれども、そのほとんどが正月早々から始まって3月いっぱいまでだか、あるいは年度をまたぐか知らないけれども、夜間における各地域ごとの説明会を徹底して行ってやっていこうとしている姿勢のあらわれだと私は見ているのだが、その場合に、最初に指定ゴミ袋を使って収集しますよとやったときの各地域の懇談会のように、単に清掃センターの職員のみならず、あのときはたしか役所の係長以上が、今の税の臨戸徴収みたいに、大変だけれども、夜なべかけてやると記憶しているのだが、そういう体制まで組んで、本当に市民に対する理解をやるのであれば、徹底した啓蒙というか、ごみの減量化の啓蒙活動をどういう規模で、どういう点でやっていこうとしているのか、その辺についても伺っておきたいというふうに思います。

私は、ゴミ問題の解決というのは有料化すればいいというものではないと。ただ、それだけが先に走ったのでは、絶対にごみ問題の解決にはならんというふうな立場をとっているのですが、そういう考え方についてもあわせて伺いたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 所管がえの関係でございますが、先ほど私の第1回目の答弁で申し上げましたように、これにつきましては専用スペースが必要だということで、上野集会所の和室をその位置という

ことで、現在、考えております。この中で、専用スペースをなぜ設けるか、なぜ福祉課が所管すべきかということですが、安全を確保した保育を行う。受ける側からすれば、安心してその中で保育が受けられる、自由に遊べるというようなスペースが必要だということで、ほかの方々がそこに入って使うスペースではないという意味合いでございますので、そういう意味でエリアをはっきり分けて使いたいというのが、この制度の趣旨でございます。

なお、上野集会所の位置につきましては、当然、入り口は集会所の入り口ということで、本来、別に入り口が設けられればいいのですが、構造上、工事費をかけてということもございますので、協力関係を求めるということも先ほどのガイドラインの中にもございます。市のそれぞれのところもそうだし、学校に対してもそのように、共有スペースというものがございますので、そういうものもお互いに協力をいただいて使用させていただく。ただし、この学童保育を行う場所については、エリアを締め切るという言葉は変ですが、ほかの方々が利用できないような専用のスペースをつくるという意味合いでございますので、その辺をご理解いただきたい。

なお、一つの施設を部分を分けて所管がえということで、必要な事務的な手続は当然、行わなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、1点目、なぜ有料化を打ち出してきたのかということですが、最初に目的としましたのは、現状、ごみ処理している中での施設の問題が一つあります。これは住民説明会でもご説明させていただきましたが、老朽化している中での施設への負担軽減には減量化が必要であるということから始まっております。なお、この減量化につきましては、議員、ご指摘のとおり、8点ほどの新たな施策の展開が必要であるということで、これらに取り組む姿勢を示したところであります。この施策に対しまして、当然、それなりの財源も必要になってくることが予想されますので、こうした財源の確保を含めて、また、近隣市町で既に有料化されている中での越境ごみ対策等を含めて、有料化が必要であるということで、判断したところでございます。

次に、リユース、リデュース、リサイクルということで打ち出しております、住民説明会で提案しました8点の施策の取り組み状況につきましては、一つは分別の細分化ということで提案させていただいております。分別の細分化につきましては、今、燃やせるごみの中に相当の量が含まれておられると思われ、容器包装関係のプラスチック類等を分別することによって減量化を目指すということで、これは平成20年4月より実施する考えで取り組んでおります。

続きまして、市民共同リサイクルマーケット事業の開催支援ということで2点目、提案しておりますが、場所等の確保については、今、足踏み状態でございますが、当面は広報紙等に不要物の掲載等を進めて、住民同士で情報交換ができるような「広報かつら」を利用した、不用品がありますので、要る人いませんかというような情報提供の場をまずは設けて、それを足がかりに規模を拡大していきたいというふうに考えております。

次に、3点目に補助事業の拡充ということで提案させていただきましたが、これは今行っております生ごみ処理機購入等に対します補助事業限度額の引き上げを考えており、できますれば、平成20年度当初からというふうな考えで、今、作業が進んでいるところでございます。

次に、4点目、粗大ごみの戸別収集につきましては、高齢者、交通弱者等からたびたび電話で問い合わせがあり、とりに来てもらえないかというような要望にこたえまして、これは有料化とあわせた実施を考えているところでございます。

次に、積極的な情報提供ということで5点目でございますが、これにつきましては既に今年度5月から広報紙、見開きページ等をお借りしまして、ごみの減量の豆知識、減量化対策等々ということで、毎月のように情報提供は行っているところでございます。また、住民説明会等も実施させていただきました。今後、新たな分別ということで、1月、2月には平成12年度、分別開始当時行った規模での分別説明会も計画しているところでございます。既にこの予定につきましては、各地区の区長会を通じて日程等の調整を進めているところでございます。

6点目のリサイクル推進制度の導入につきましては、集積所の管理が思わしくない地区もございまして、こういったことを市と共同して行っていただければ、各地区にリサイクル推進員を設けるようなことを、今、検討しているところでございます。

7点目のマイバッグ推奨事業の実施ということで検討しております。現在、商工会を取り込んでの実施を計画しているところで、年明け早々、打ち合わせを行いたいというふうに考えております。

最後に、経済的手法による減量化の促進ということで、まさしく有料化ということで、現在、提案しているところでございます。

時間外経費云々という話でしたが、ご指摘のとおり、今後の90数カ所に及ぶ1月、2月の分別説明会等の準備、並びにそれらに対する職員の時間外手当を中心に予定させていただいておるものでございます。

また、住民への周知ということでは、今申し上げましたとおり、ことしは8月から9月、10月にかけての減量化対策説明会並びに1月、2月の分別住民説明会と、積極的にお願いをしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） どこかに説明会資料が出ていたと思うのですが、この分別収集の徹底、その他の施策展開によって、燃えるごみの減量をどの程度見込んでいるのかというのがどこかに出ていたのですが、私、見当たらないので、何%とかと出ていたと思うのですが、改めて、あくまでも見込みですから、それを出してもらいたい。

そうすると、どの程度の焼却処理のお金が年間で儉約できるのか。これも出ていたのだけど、改めてお答えいただきたいということが一つ。

今、施策の展開の話がありましたが、説明会等、意欲的にやると。新たに99カ所やるというのは非常に結構なことで、それはぜひやらなければいけないと思うのですが、ただ、今回、この年度末を中心として、それをやったからいいかということ、私はそうは思わないのです。これも実例なのですが、勝浦と違って全然規模の違う名古屋市の例なのですが、有料化しようとしたときに埋め立て処分しようとした。用地を干潟を埋めてしまうという話になって、これは住民からも当然、反対運動が出て、行政も干潟はまずいという話になってしまって、市民と行政が徹底して話し合いを行ったと。行政の説明会は2,300回、名古屋だから大きいからそのぐらいやったのだけでも、それにしても多い。市内94万世帯のうち4分の1の世帯がこの説明会に参加した。まちじゅうのあちこちで住民が分別や資源化の知恵を出し合う会話、ここでは笑い話みたいにコミュニケーションと言っているけども、がやられて、ごみ収集所では市民が自主的に分別の援助を行う。お助けマンなどの光景も生まれたと。

ここまでいけばしめたもので、ビッグひな祭り、その他で市民のボランティアを組織したり、ある意味、それも必要でしょう。そのことも必要だろうけれども、これから勝浦の環境を守っていく、ごみの減量化を行っていくという場合に、徹底した市民との話し合いによって、市民の協力体制を引き出すと

ということが、ぜひ必要だと思うのだが、その点について、考え方は基本的には一致していると思うのだが、あとはそこまでやるかやらないかという問題だと思うのだが、その点について、どういうふうにお考えなのか。

今度は14分別を15分別にします。プラスチック類。これを集めました。その後の処理はどうするのだ。あなたが全員説明会で、歯ブラシが途中で減ってしまったから買ってきました。非常にいい話をしてくれました。裏側のボール紙をはがして厚紙と一緒に出せば資源ごみですよ。表側の透きとおっているところはプラスチックで出してくれれば、これも有料の範疇ではありませんよと。使い古した歯ブラシはプラスチックですから、これも出してもらえばいい。全部、無料で収集する内容だと、こういう話です。

その辺は、歯ブラシ1本のそういう例で端的に例えてくれたけれども、徹底してそれが各家庭で行われていけば、燃やすごみは相当減量されていくだろうと。そこまでやるかやらないか、腹をくくってやるかやらないか、まなじりを決してやるかやらないか、そして、市民に協力を仰いでいく体制を本当につくっていくかいかないか。そういうところがぜひ必要だというふうに思うのだが、その点について。

それと今の施策展開の話が幾つかあって、最後だけが具体化が出ていて、あとは検討事項みたいになっているわけで、スーパーとか業者に対してマイ袋の申し入れを行うとか、いろいろな形でやってやれないことないわけです。市民共同のリサイクルマーケットにしたって、広報紙もあれば、きのうも一般質問で出ていたインターネットだってあるわけで、特に若い人、新世帯はチャイルドシートとか、やれ何だかんだといろいろあるわけで、乳母車とかその他だってあるわけで、そういうのはむしろ、若い人は広報読むよりもインターネットで検索したほうが早いという話になるわけで、そんなこんないろいろ工夫してもらって、要するに、一言で言えば、もっと突っ込んでやってもらおうという話なのですが、以上、お答えいただきたい。

○議長（末吉定夫君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、お答えいたします。減量に伴います経費削減はどの程度かということでございますが、8月の住民説明会の中では、一応、目標といたしまして、市民が1人排出する量1.3キロ程度ということでお示ししました。これを1人1キログラムまでに削減するということが目標をお示ししております。こうした中で具体的に経費削減額は算定しておりませんでしたが、こういったことによって、現焼却施設への負担が軽くなって、延命化が図れるというようなご説明をさせていただきました。

市民の協力体制ということでございますが、現在、集積所等の管理につきましては、住民が積極的に当番等で管理していただいているようなことも見受けられまして、一部地区ではそういうような体制が整っておるようでございます。また、分別等に対する協力体制につきましては、地区の特色等もありますので、段階を追って、順次、そのような体制が整えられるように清掃センターとしても努力していきたいというふうに思います。

最後に、15分別における後処理はということでございますが、今後予定している廃プラスチックにつきましては、あくまで処理費がかかるという問題が生じてきます。これも極力資源を確保するというこ

とに関して処理費という経費がかかるということもありますので、資源化貧乏にならないように努力してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之君。

○10番（児安利之君） 1人300グラム減らすでしょう。手数料、1リットル1円取るでしょう。そうすると、それ掛ける1年間で300グラムということで、どのぐらいの財源になるかというのは計算出ているではないですか。その答弁がない。

○議長（末吉定夫君） 黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） 有料化に伴う収入見込みということで検討している数字でご説明をさせていただきます。現在、勝浦市の世帯数は9,600世帯ございます。1人世帯並びに少人数世帯が約4,600世帯、この世帯につきましては、さきに行いましたアンケート調査等で少人数世帯は30キロ袋を1週間、1枚程度の使用量ということでございますので、年間使用量を50枚というふうに計算しまして、30リッター袋ですから30円袋を50枚ということで、1年間の手数料収入は約690万円、その他、一般世帯が5,000世帯でございます。これは40リットル、大きいほうの袋で1週間2枚程度という使用実績がアンケートの結果から見られますので、年間約100枚、これに伴う手数料収入が2,000万円。袋の有料化に伴います手数料としましては、2,690万円が1年分の手数料収入ということで見込まれるのではないかというふうに考えておりますが、実施時期が7月ということで、平成20年度につきましては9カ月分となりますと、約2,000万円程度というふうに考えております。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 議案第65号、第66号、2つの議案にまたがって質問させていただきます。さきの全員説明会のときにも質問させていただいて、また再度ということで恐縮ですけど、この条例、私にとって非常に複雑でありますもので、まず、条例の文言の解釈からお尋ねいたします。

議案第65号の第5条、市民の責務。「市民は、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。」と、こうありますけど、「廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努める、この意味合いはどのような意味合いでとったらいいか。わかりますか。「その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。」というのは、どういう解釈をするのか。

次に、議案第66号における、やはり第5条、売りさばき人の問題なんですけど、5条の2、「売りさばき人は、市長が別に定めるところにより」とありますけど、この「市長が別に定めるところにより」というのは、これはどういうふうな解釈が必要なのか。

それと6条の消印された証紙というのは、これはどういうものを指すのか。

それと、この売りさばき人なんですけど、私、こちら辺がよくわからなくて、今の市の指定袋の実態はメーカーがございまして、それから卸業者がございまして、それで小売店という、こういう形になっているんですけど、その辺を踏まえまして売りさばき人の説明、よろしく願いいたします。

それと、この証紙の関係なんですけど、要するに手数料、売っていただくためのマージンというんですか、リベートというんですか、手数料、この辺、鴨川市の例を参考にしているというふうにお聞きをしているんですけど、鴨川の場合はその辺で売っていただく方に利益を還元しているんですけど、勝浦市の場合にはその辺はないということで、なぜ、そういう形に、設けなかった理由についてお聞かせいただけます。

その辺の利潤の部分があるとないとは大きな違いが生まれるので、私にすると、最終的な新しいご

み袋を売っていただく小売店が減ってきてしまうのかな。減ってくると、市民サービスに非常に影響が出てくるのかな。それに付随しまして、スケジュール的にはまだ間に合うと思うのですが、現行50袋入りの1箱をぜひ30袋入りに指定していただけないかというふうに提案したいのです。と申しますのは、50袋入りで証紙代金含めまして、1袋100円という形に見込みまして、1箱5,000円、証紙が40円で50袋分ですから2万円。はっきり言って、1箱仕入れるのに2万5,000円かかると。その辺が30袋になれば、1万5,000円で済むと。仕入れるほうも仕入れやすくなるのではないかな。30袋の部分は、わかりますね。袋の1箱が3,000円、それで証紙が1万2,000円ですから、合わせて1万5,000円程度で、1万5,000円といっても、利潤を考えた場合に大きな仕入れになります。できれば、30袋にしたほうが何かといいのではないかなと、その点について一つお伺いいたします。

7月1日からのスタートだと。7月1日という、収集回数3回にふえてくる月で、勝浦にとってごみの一番多い時期にぶつかってくると。そういうところにあえて有料化をスタートしていくというのは、どういう形でねらいがあるのかなと。私にすれば、あえてその時期は外して、10月ぐらいからのスタートのほうが市民の混乱を招かないで済むのかなと、そういう気持ちがありますので、その辺について、なぜ7月1日のスタートに立ったのか、お示してください。

今度、今の45リットルから40リットルに変わると。30、20は別に置いておいて、なぜ45リットルで持ってこなかったのかなと。同じ45リットルなら証紙も2種類つくらなくていいわけですよ。40リットル、45リットルという証紙が1種類で用が足りる。

もう一つ、うちは今、ポリペール、ポリバケツを売っている関係がありまして、現行のポリペール、確かに40リットルあります。でも、ほとんどが、ディスカウント商品でも、ホームセンターで売っている商品でも45リットルというのが主流なのです。確かに40リットルで使えないとは思いませんけど、はっきり言って、使い勝手が悪いという反響が出てくるのではないかなと。なぜ、40リットルにしたのかなというのが、一つ素朴な疑問なのですけど、その辺についてもお示してください。

最後に、議案第65号の附則の部分です。経過措置の3です。「この条例の施行の際、従前の燃やせるごみ専用袋で現に残存するものは、第8条第2項に規定する指定袋と見なし、なお当分の間使用することができるものとする。」という規定があるのですが、この辺、なぜ当分の間としたのか、たびたび鴨川の例を出して申しわけございませんけど、鴨川市は日にちはびたつと区切っています。私は日にちを区切ったほうがいいと。この当分の間というのは、いつまでを指すのか。途中で、これまでの期間ですよという、いついつまでですよというのを、将来的にはそういう立場で持ってくるのか。その辺についてお示してください。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） まず、議案第65号第5条の解釈でございますが、基本的にはみずから処分するというのが、すべて原則になると思いますが、これは自然に返せるものと、市民それぞれいろんな所にお住まいでしょうけども、自分の置かれた中ではなるべくという表現を使いながら、生ごみ等につきましては土に返せるような状態であれば、そのように協力していただきたいというようなことを含めてでございます。分別して排出するというにつきましては、これまで行っておりますとおり、従来どおり、分別に協力をいただくという意味でございます。

続きまして、証紙の購入方法につきましては、別途、規則のほうで詳細をうたうこととなっております。袋につきましては、今のところ、製造業者が元売りさばき人ということで買い求めるということでございます。

証紙につきましては、消印が必要でございます。ごみにつきましては、消印ができませんので、これも消印とみなす方法ということでクリーンセンターに搬入されたときということで考えております。また、あわせてくみ取り証紙がございますが、これにつきましては、現在、くみ取り券ということで収集業者が現金のかわりに受け取って、清掃センターのほうに持ち込まれますので、そこで消印を押しますので、一部消印されたものも含まれるということで、消印とうたったものでございます。

次に、50袋で1こん包のものを30袋にというご要望でございますが、これにつきましては、今後、製造業者との話し合いで、そのような意向を提案してまいりたいというふうに思っております。

7月1日にスタートとした理由としましては、基本的にはこれまで説明会等で住民の同意を求めて、さらに今回、条例を提案させていただいておりますが、議決後、準備期間を6カ月と見て7月1日という施行実施日を決めたところでございます。

また、45リットル袋を40リットルに改めたのはということでございますが、新たな袋につきましては、取っ手がつく関係で40リットルでも45リットル相当の容量が確保できるという話も受けまして、容量少ない中で同容量が確保できれば有効ではないかということで、また、20、30、40というわかりやすい数字ということも若干加味しております。

附則の、当分の間、旧袋の使用ということでございますが、7月1日に仮に袋が切りかわった際につきまして、まだどの程度、市民がその在庫を持っているか確認ができないような状態でありますので、あくまで市民が購入した権利はすべて行使できるように期間を限定しなかったところでございます。

その他、売りさばき人への証紙の売りさばき手数料につきましては、既に鴨川市が同様の形態で実施されている中で、売りさばきに対する手数料があるということは伺っております。これにつきましては、市では今のところは検討しておりませんが、今後の説明会等の意見によって再度練っていきたいというふうに考えております。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） ご答弁ありがとうございました。その売りさばき人の説明が、私、頭が悪いせいか、まだまだよく理解できないのですが、鴨川の場合には売りさばき人の前に元売りさばき人という形になっていますよね。冒頭申し上げましたように、勝浦の場合には、メーカーがあって製造業者があって小売店があると。どこが売りさばき人になるのか、市長の定めるところによるとは、何を指すのかというのをお聞きしたのですが、これについて、再度、お願いいたします。

7月のスタート、うまくスタートを切れれば、本当にいいと思うのですが、これをうまく切るには、先ほど児安議員からもありましたけど、徹底的な住民に対するごみの減量化の周知というのが必要ですので、その辺、肝に据えて取りかかっていく必要があるのではないかな。センターは非常に大変な作業になってくると思います。ひとつ、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

45リットルから40リットルにした、これは40リットルの袋でも45リットルに近いぐらい入るといふことであります。

袋の期限は、どのくらいの在庫が残っているかといふことで、ストックを見てからといふことで、将来については、切る可能性もあるといふふうに判断しているのですが、私はこれは絶対に切るべきだといふふうに思ひます。それでないと、いつまでたっても45円の証紙が生きているわけだし、何年か先にもまた青い袋が出てくるようでは困ると思ひますので、そういうことで2回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、売りさばき人ということについてご説明を申し上げます。

売りさばき人とは、一つは製造業者を元売りさばき人というふうに規定します。そして、この証紙つき指定袋を実際に販売される取り扱い所についてを売りさばき人ということで、流れとしましては元売りさばき人、いわゆる製造業者が出荷管理表、証紙つきの指定袋の手数料分を納めたことを証する出荷管理表を市から買入れ、また、これを売りさばき人である販売所、取り扱い所に卸して、取り扱い店がそれを買入れるというような方法になります。また、シール状の証紙につきましても、同様に元売りさばき人から売りさばき人である販売店のほうへというような流れになります。

詳細の取り扱いにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、規則のほうで詳細にうたうというふうに考えておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） そうなりますと、売りさばき人は市長が別に定めるところにより証紙を購入しなければならないということは、かえて言いますと、売りさばき人は元売りさばき人より証紙を購入しなければならないということになるわけですね。すると、市長が定めるところによりという、市長が定めるところは、元売りさばき人のことを指すわけですね。その点について、お願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） 売りさばき人につきましては、今申し上げましたとおり、元売りさばき人と販売店である売りさばき人と2つが存在するわけでございまして、その売りさばき方法について市長が別に定めるところでございます。

もう一点のくみ取り証紙につきましては、従来どおり、直接、売りさばき人取り扱い所が市から購入するというふうに定めるところでございます。

条例でいう売りさばき人につきましては、製造業者である元売りさばき人と取り扱い店である売りさばき人、両方を指すものです。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号ないし議案第66号、以上3件は教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、議案第69号 指定管理者の指定について、議案第70号 指定管理者の指定について、議案第71号 指定管理者の指定について、議案第72号 指定管理者の指定について、以上6件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 議案第70号 かつうら聖苑の指定管理者の変更について、今現在、株式会社宮本工業所。今度のタカラビルメン株式会社はまるで違う別会社だというふうに判断しますが、まず、指定選定に対して何社から申し込みがあったものか。

今、このかつうら聖苑、市民の評判が非常にいい。そういった中で、この宮本さんから今度新しいところに変更になるということは、今の宮本工業所に何らかの問題があったのか、それも含めまして、選定内容について詳しくご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。宮本工業所からタカラビルメンにかわった理由といたしましては、勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の選定基準に基づきまして、選定委員会の中で採点の結果、候補者として決定を見たわけでございます。

それと、宮本工業所に対する問題点等につきましては、特になかったわけでございますけれども、選考内容の中での経費的な面の縮減を図られるという点で候補者として決定したというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 選定委員会の決定で決まるということは、はっきり言って承知しています。その内容を知りたかったわけですね。経費の問題、金額の問題だけで、ここに落ち着いたのかと。この宮本工業所というのは、火葬炉の建設に関連して指定管理者として指定されたというふうに判断しています。その火葬炉が宮本工業所独自の特許を持っていると。この本議会の中で、無煙無臭の独自の特許を持っているから建設の決定を、ほかの業者よりもそこを重く見て選定業者に充てたという経緯があったわけですよ。正直、2年程度でこれを切るということ、私は別に何のかかわり合いもございませんけど、今後、この指定管理で5年間、何事もなければいいですけど、例えば、修繕、修理、また緊急の場合、その辺に支障を来すおそれがあるのではないかな。支障を来さないのですか。その辺、危惧するものなのですけど、その辺についてお答えいただければ、できれば、選定内容、いろんな項目ありますけど、ただ単に本当に金額だけのものなのか、その辺について、再度お尋ねいたします。

○議長（末吉定夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、ただいま議題となっております指定管理の議案のうちの火葬場の関係につきまして、私からご答弁させていただきます。

まず、ご質問のありました今回の応募の会社といたしますか、企業でございますけれども、これにつきましては、当然ながら、勝浦市の火葬場設置及び管理に関する条例第10条によりまして公募いたしました。その結果、2社でございます、その1社は議案に出ておりますとおり、茨城県龍ケ崎市中根台4丁目10番地の1のタカラビルメン株式会社ということでございます。もう一社は、富山県の宮本工業株式会社の2社でございました。

なお、これら2社につきまして所定の申請書を提出させていただきました、その項目につきまして、まずチェックをいたしまして、その項目の細部につきまして、大きな項目で4項目、小項目で9項目につきまして、当然ながら面接あるいは書類審査をそれぞれ企業ごとに行いました。行った市のほうの委員は6名でございます。それら項目につきまして、配点といたしまして5点と10点の配点がございます。それにつきまして、各委員の点数を集計いたしまして、結果が出まして、今回の議案にお願いしたわけ

でございます。

先ほど八代議員から施工業者の品物と管理運営する業者の関係につきまして、多少、その辺のご質問ありましたけれども、結論といたしまして、今回ご提案申し上げておりますタカラビルメンにつきましては、もちろん、全国的に、県下でも火葬炉の指定管理あるいは委託、職員の派遣等、実施しておる業者でございます。たまたまではございませんけれども、これらのタカラビルメンにつきましても、宮本工業の製品を4カ所を指定管理をしておるということでございますので、参考までに申し上げさせていただきます。もちろん、こういうものを含めて審査に当たった次第でございます。

先ほどの4項目につきましては、主に事業計画の内容が住民の平等な使用を確保することができるものか、あるいは、事業計画の内容が火葬場の効用を最大限に発揮できるものか、事業計画の内容が管理にかかわる経費の縮減を図れるものであるか、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的な基礎を有しているかという大きな項目でございます。なお、9項目につきましては、主なものを申し上げますと、先ほど経済的な云々とお話がございましたけれども、施設の管理運営に係る経費はどうかという項目もございます。それらを含めて9項目につきまして、6人の委員によるチェックをして採点をしたということでございまして、結果的には点数の差があったということで、今回のご提案のタカラビルメン株式会社を指定管理者といたし、ご提案申し上げたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） るる説明、ありがとうございます。理解しなくもありませんけど、正直、冒頭にも申し上げましたように、今までの宮本工業の管理で市民の評判も非常に良かった。そういった中で2年の経過をもって、今回、かえると。それで先5年間、このタカラビルメン株式会社に指定管理をゆだねる、こういう経緯なんですけど、今、副市長の答弁では県下でもそういう形をやっている関係上、そんなに支障はないのだと、こういうふうに取り扱ったんですけど、どうしても特許というのが頭から離れないんですけど、宮本工業所が特許を持っている炉で、冒頭言いましたように、今後、その辺で修理、修繕、宮本工業所が管理なら、それに対して非常に安く対応できる、また即座に対応できる。それが今度、また別会社という、これは一概に支障がないとは、はっきり断言できないのではないかなと。

別に宮本工業所の肩を持つわけではないんですけど、宮本工業所自身が選定漏れしたということで、当然、問い合わせなり、行政のほうからの報告なりあったんですけど、その辺に対して、今後、宮本工業所との関係がうまく構築していけるのか。信用と信頼というのが一番大事で、いろんな項目の中で新たな会社に決定したというのは、それはそれで結構なんですけど、普通の一般の指名入札制度と違って、ただ単に安ければいいというものとは、また若干違うと思うのです。そういった面を踏まえまして、私は釈然としないのです。余りにも冷た過ぎやしないかな。非情な選定であったのではないかなと思うんですけど、余計なことなんですけど、宮本工業所、どういうふうに感じているのか、その辺やりとりがおありでしたら。せっかく特許を持った炉をつくって、その関係で2年間、これが5年、10年という中で、いろいろな問題が出てくるなら別なんですけど、たった2年で指定管理者を外すということに、いささか私は疑問を持つもので、そういった中で、再度ご答弁お願いいたしたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） ご質問の中で、万が一といたしますか、故障等が出た場合、心配だというふうなお話もございました。確かに、将来的に考えれば、私も心配しておりますけれども、ただ、ご承知のとおり、この指定管理につきましては、業務内容からいって設備の修繕まで業務の範囲ではございません。

当然ながら、設備的に故障が出れば、設備業者でございますから、宮本工業所をお願いせざるを得ないということで、修繕イコール今回の指定管理ということではございませんので、その辺のところはひとつ、ご承知かとは思いますが、ご理解をいただきたいと思っております。

今回の宮本工業所の感想はどうかということでございますけれども、まだ、もちろん決定ではございません。今回、議案をお願いしてございますので、可決された後には双方に正式にこの通知をするということになるかと思っておりますけれども、これまた所定の手続を踏んでの結果でございますので、決して宮本工業所が、確かに個人的には宮本工業所もよくやってくれていたというふうに理解しておりますけれども、こういう審査の過程がございますので、こればかりはいた仕方ないではないだろうかというふうに考えております。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 前段者と同じ指定管理者の指定についてですけれども、私、行政側の提案の仕方一言、物を申したい。市民のためにこういうふうな形で指定管理をはずけるのが、行政としては一番いいだろうという自信と確信を持って議会に提案していることだと思うのです。ところが、この提案の仕方を見ると、ぽんと放り投げて、丸かばつか、好きなほうに丸つけると、こういう提案のように見えてしょうがない。だって、このタカラビルメンという会社はどのような会社で、資本金が幾らでどうなっているのか、わけわからない。どの程度、社会的な信頼性があるのか、わけわからない。大きく4項目とか9項目とかとおっしゃっていただけますけれども、その内容について5点、10点の配点で6人で審査した結果、こうなりました。議員は何を根拠に判断していいかわからない。前の会社と比べて安全性はどうか、信頼度はどうか、経費はどうか。行政側が確信を持って提案しているこの議案に対して、議員が、議会がわかった、よし、それは賛成するよ、こういうふうに議員の賛同を得るような努力という跡が見られないのです。まるっきり議案の放り投げではないですか。

今、るる八代議員からいろいろ出されたから、やっとこすつとこアウトラインぐらいは見えただけでも、しかし、いまだにあなた方が言っているようなタカラビルメンが一体どんな会社で、資本金が幾らで、あなた方がこれがいいと判断した根拠ということは、6人の点数を合わせたら、そうなったから採用した。そんな生半可なことで、それはそういう手続はとったかもしれないけれど、議会に提案するようになったら、行政執行部側がこれが一番いいのだと、こういうふうに思ったから提案したのでしょうか。そう思った根拠を示してくれないと、我々は判断のしようがないのです。

だから、改めてお聞きしますが、宮本工業所という前の会社が今までやってきた。建設する過程から議論があったから。議員の皆さん方もアウトラインというのはわかっている。しかし、急にかえたこの会社については何も知らない。だから、あなた方が自信を持って議会にこれを承認してくれという根拠があるのだったら、根拠を具体的に改めて述べてもらいたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 私から答弁させていただきます。それでは、初めに今回のタカラビルメン株式会社についてでございますけど、会社名はタカラビルメン株式会社でございます。代表取締役が宇治野帆二、住所は先ほど申し上げましたとおり。資本金は1億1,000万円でございます。社員数は304名、創業が昭和56年でございます。

先ほど、私の説明不足もございましたけれども、特に9項目の中身でございますけれども、それを5点、10点の配点でお願いしたわけでございますけれども、まず施設の設置目的及び市が示した管理方式についてはどうか。これは配点5点で審査いたしました。これは正直、各委員とも宮本工業所、タカラ

ビルメンとも同点でございます。

次に、平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果につきまして、これも配点は5点でございます。これにつきましては1点の差がございました。これはタカラビルメンが1点上でございます。

次に、サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果ということで、これも5点配点でございます。これがA、B、Cで分かりますけれども、これにつきましては逆に宮本工業所が1点上でした。

次に、施設の維持管理の内容、適正性及び実現の可能性、これにつきましては同点でございます。

施設の管理運営に関する経費の内容、これにつきましては、タカラビルメンのほうで5点、6点、7点の点数が上でございました。

収支計画の内容、適格性及び実現の可能性ということにつきましては、これは両会社とも同点でございます。

安定的な運営が可能となる人的能力ということを聞いて、これにつきましては宮本工業所が1点上でございました。

これらを総計いたしますと、全部でタカラビルメンが551点、宮本工業所が547点、点数的にはこういう評価をいたしましたわけでございます。

したがってというか、ほぼ同点に近いところでございます。大きな差はなかったわけでございますけれども、市の財政、もちろんこの項目の中にもございますとおり、経費の面が主ではございませんけれども、これに差がついたということで、技術的な面につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回のタカラビルメンにつきましても、実際、宮本工業所の製品の指定管理あるいは委託を行っているという面で、技術的には問題ないというふうに理解いたします。

そのような判断で、今回、市といたしましてはタカラビルメンを指定管理ということで議案をお願いした次第でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 集計の仕方については細かく説明していただいたから、それなりに理解いたします。

この点についてはこっちが1点上、この点についてはこっちが1点下、トータルしたらこっちだと。それは集計の手続と点数の結論というのはわかる。しかし、行政側が一番、こっちがいいというふうに判断した最も大きな根拠というのは何かといたら、今の答弁の中では安いということだと。技術面も大体似たりよったりだ。安いというような受けとめ方しかできないのですけれども、それでいいのかどうか。もし経済的にタカラビルメンのほうをとったとするのだったら、どの程度の経費の節減が図られたのか、その辺について判断の根拠があるかと思うのですね。

今、副市長の答弁を聞いていますと、いろいろ技術面の問題については、今の時代ですからみんな似たりよったり。経費の面で、財政的な面でいいだろうというように私は受けとめたんだけど、それでいいのかどうか。もしそうだとするのだったら、どのぐらいいいのか。議員が一番わかりやすいのですよ。技術に格段の差があるというなら別だけれども、技術において格段の差がないとするならば、決め手になったものは何なのか、ここを聞いているので、その決め手になったものは何なのかということ、審査の手続や集計の話ではなくて、決め手になったものについてわかりやすく説明をしていただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 結論的には、先ほど来、申し上げておりますけど、点数的に見ても、市といたしましては財政的な面を主にといいますか、結果的にそういう点数が出ましたので、それを主に考えました。

それと契約関係でございますけれども、ご案内のとおり、これは平成20年度からの契約でございますので、したがって、今、契約の額につきましては申し上げることができませんけれども、もちろん、面談の中で各委員からも両会社にその辺のところは確認いたしました。もちろん、かなりサービスはしますよと言っておりますけれども、私も一委員でございますので、私も確認いたしました。タカラビルメンは、確かに社長以下、来ました。宮本工業所は部長以下1名です。そういう中で、経費の面ではかなり積極的だというふうには受けとめました。そういうことで、財政的な面といいますか、経費的な面がどうしても差が出ているということで判断いたしました。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 指定管理者の件ですが、私も同感で、今聞いていると、セレクションの決め手は経費というふうに聞きました。今の段階では、従前の宮本工業所が指定管理やっていたときの市の持ち出しと、今度、新たにタカラビルメンが指定管理者に指定された場合の持ち出しとどの程度の差があるのかということも、金額的には今の段階では発表できないということなのですか。それが一つ。

もう一つは、そういう中で、火葬料とか市民が負担すべき諸使用料、この辺は当初の指定管理者を指定したときのように、少なくともこの5年間は変わらないでいくのか、そういうことがあるのかなのか。途中で指定管理者も変わったし、サービスの中身も変わってくると、火葬料なり手数料なりが変わりますよというのでは、これはまた何のために管理者を変えたかわからないので、そういう点で対市民との関係ではどうなのかということです。

もう一つは、あそこに働いている職員の人たちは、新しい会社に指定がえした場合に、新しい会社の職員になってしまうのか。今まで雇っていた職員は首になってしまうのか。新たな職員がそこへ配置されるのか。これも私、指定管理者制度を導入するときに、ただ単に安ければいい、市の持ち出しが少なくなればいいというだけで指定管理者制度を導入すべきではないと。結局そこには、つまり民間が導入されることによって、働く人たちの労働条件その他もダウンせざるを得ない、そういう中で、そのことが基準になって、勝浦市を取り巻く働く人たちの労働条件を下げていくような、そういうマイナスの働きに作用する危険性もあるのだということを指摘してきたわけですけど、そういう点では、首にしようのか、あるいは継続して職員として雇い上げるのか、その辺のところまでこの指定管理者をかえるに当たって、市としては配慮しているのかどうか、そういう点についてもお聞きしたい。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 答弁いたします。初めに、手数料の関係、現行の火葬手数料でございますけれども、これにつきましては改正する考えはございません。

従業員の関係でございますけれども、これにつきましては、確かに先ほど来、申し上げましたとおり、まだ議案が審議中でございますので、最終的にこれが可決された後には、それぞれ両企業に通知するわけでございますけれども、その辺で企業がどのようなお考えを持っておりますか、その辺のところは一応、市といたしましても、ご相談があれば相談に乗りたいというふうを考えております。ただ、こちらから、ああしてくれ、こうしてくれというのいかがかと思っておりますので、そのようなことでご理解をいただきたいと思っております。

これらの指定管理につきまして、もちろん経費だけ考えておるわけではございません。先ほど申し上げ

げましたとおり、9項目の項目につきまして審査いたしました。ただ、最終的にはこういう財政状況でございますので、ほかの行政のほうの委託する場合も、経費も一つの大きな要因であるというふうに考えております。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 答えられないなら答えられないと言ってください。差があるのか。額では言えないのですか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） この数字につきまして、公表していかどうかわかりませんが、差がございます。ただ、申請書の収支の書類ということでご理解をいただきたいと思っております。もちろん差がございます。どちらかと言えば、タカラビルメンのほうが高かったということでご理解いただきたいと思っております。したがって、今後、契約の中で、予算も決まっておりますので、予算の決め方、額にもよりませんが、市といたしましては、予算の範囲内で契約をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） だから、先ほどから同僚議員からも言われているように、副市長が細部にわたってまで、検討委員会の中身までしゃべっているのだよね。それを聞くと、決定的に甲から乙の会社にかえる必然性というのは見当たらない。どっちにしたって、5点か4点か6点か、その辺のところを行ったり来たり。かえて、ある場合には、前者、今までやっていた宮本工業所のほうが点数がいい場合もあって、あえて指定管理者をかえる客観的必然性というものが見当たらないので、それで、ただ一つ経費の面でかなり違うというお話があるから、あえてかえるのだということ、相当な開きがあるよというふうに私は受け取るわけです。そこで、こっちが今まで幾らだったというのがわかるわけだから、それは私も認識します。宮本工業所は幾らだった。こちらは幾らだと言えないなら言わなくてもいいけれども、少なくとも今までよりは1割とか2割とか3割、経費的には削減できるのですよという話もできないのか。それは、しかし、執行部としては、それは握っているのだと。その額は持っているのだということであれば、幾らになるかわからないのに指定がえはできないですね。こっちのほうがかだけ安くできるというから、指定がえしようとするのでしょう。それを議会には言えないのかということです。その額まで、こちらは幾らでこちらは幾らで、その差が幾らと言わなくとも、今までよりはほぼ何割程度の削減は可能になるというぐらいが言えなかったら、あえて指定がえをする必然性がない。それが一つ。

職員については、富山県から引っ張ってきている職員ではないでしょう。地元から雇い上げているなり、近隣から雇い上げている職員ではないのではないですか。そうなった場合に、今まで直営だったら市の職員なり、あるいは賃金者で市から雇い上げた人たちが火葬場の職員として働く場があった。ところが、今の答弁では、我々としては新しい会社になった場合、そこにまで関知できない、踏み込めないというけれども、指定管理者制度を導入するときに論議の中で、職員の労働条件も含めて市が管理者を指定する以上は、一定の指導的立場を発揮すると、こういう答弁もあったはずですが、だから、それは会社がかわって、全く新しい人間を雇い上げるということになったら、せっかく雇用された人たちの不安定要素になってしまうわけではないですか。いつでも会社かえたらお払い箱という話ではないと思う。その辺は、市が積極的に絡んで、希望があれば今までの職員は何とかそこで雇用の機会を与えられるということが普通ではないですか。そういう点でもう一度お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） まず、先ほど必然性はないというようなことでございますけれども、先ほど来、申し上げていますが、こういうものはこういう過程を踏んで決めないと、かえって疑惑を持たれますので、先ほど来申し上げておりますけれども、そういう書類審査、あるいは直接、企業側の面接を行って判断したということで、その結果でございますので、私のほうは必然性があるというふうに理解いたしております。

経費の関係でございますけれども、先ほど差があるというのは、あくまでも今回の応募した書類審査の中での額でございます。したがって、今後、平成20年度予算で予算措置する場合に、当然ながら改めて新たな企業にその辺の協議をする必要がある。この数字を丸飲みに、私どもも予算を計上する考えは毛頭ございません。したがって、考えていることは、現在の宮本工業所に委託している額よりは低廉な価格で契約を結びたいというふうに考えております。したがって、何割とか幾らとかということは、現在のところ言えませんので、その辺のところはご承知いただきたいと思っております。

従業員につきましても、これはもちろん市のほうもそれなりの努力といえますか、相談には乗りますが、現在の宮本工業所につきましても従業員につきましても市のほうに一切ご相談もございませんし、企業側の一方的なことで採用してございますので、あくまでもそういうことでございますので、今の宮本工業所のほうの従業員がどういう考えなのか、あるいは宮本工業所がどういうお考えなのか、その辺も聞いて見なければいけませんし、いずれにいたしましても、ご相談があれば、そのような対応といえますか、相談には乗ってまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号ないし議案第70号、以上4件は教育民生常任委員会へ、議案第71号及び議案第72号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第73号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 番地から言うと、私の家の近所なのですが、箇所はどこなのですか。それが一つと、陥没して車が落ちてしまったと言うのだけでも、原因は、なぜ陥没したのか。その辺のところ、もう少し詳しくお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。場所につきましては、出水都市下水路、墨名781の18番地。天平さんのちょっと先へ行った場所でございます。原因につきましては、下水路からの吸い出しがありました。そこに法定外道路の赤道が接してしまっていて、その道路の吸い出しにより、引越センターのトラックがとまった時点で陥没したというのが原因でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 引越センターのトラックがとまったぐらいで陥没するというのはちょっと考えにくいんですが、具体的に言うとハレルヤハイツの前あたりだと思うのだけど、その辺は道路管理上、ある

いは赤線と青線を蓋してしまったから広がっているのですが、ふだんは鎖をやってしまって車は通さない。それが、どうしてそこまでいくまで放置されたかという問題があるのだけど、その辺はどうなんですか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。都市下水路の工事の際に民間等の、早く言えば雑排水の配管等が接続してございます。その関係で約五、六年ぐらい前に一度、吸い出しがございまして、一応、合材で上を補修した経緯がございまして。また、その後、合材で補修した後におきましては、一度も吸い出しというか、陥没等が見られませんでしたので、そのままにしていたのが現状でございます。人間が歩くだけでは陥没の原因にはなりませんけれども、今回、そこに大きな車両が入ったために陥没いたしました。以前からも吸い出しが始まっていたのではないかというふうに考えております。それに伴いまして、早急に業者へお願いしまして、今現在は復旧しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は、建設経済常任委員会へ付託いたします。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、議案第75号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第76号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第77号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

前もって通告がありましたので、これを許します。丸 昭議員。

○13番（丸 昭君） それでは、私から議案第75号、国保会計の中の直診勘定についてお聞きしたいと思いますが、予算書の99ページの中の7節賃金158万3,000円、これが医師等の賃金というふうにかかれております。あわせて、補足説明資料をいただきましたけれども、その中に新任医師休暇分とか、新任医師への電子カルテシステム講師派遣手数料2日分とかというふうにかかれておりますが、風のうわさでは、現、熊谷医師が辞めて、新しい医師が来るというふうなことを聞き及んでおりますが、正式には市長なり、また執行部のほうからその辺のご説明をいただいておりますので、機会をいただきましたから、その医師の交代の経緯、結果、これにつきまして明解にご説明をいただきたい。あわせて、この医師の賃金の追加補正についてもご説明をいただきたい。1回しか聞きませんから、ひとつ明解なご答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、私から新しい医師の採用の関係についてご説明をさせていただきます。現熊谷医師のほうから12月31日をもって退職したい旨の申し出がございました。現在、どこの市町村におきましても医師の確保が非常に難しい状況にあります。市としましては、かつてから自治体病院協議会のほうに医師の確保についての協議をさせていただいております。その結果、1月1日をもって新しい医師を採用することが決定いたします。

簡単に申しますと、まず、1月1日で採用する医師につきましては、名前が鳴海 淳、昭和39年6月生まれの43歳であります。現在、住所が熊本県熊本市にございます。簡単に学歴、職歴申し上げますと、出身は青森県三沢市、三沢高校の卒であります。その後、金沢医科大学を卒業され、職歴としては聖マリアンナ医科大学、あるいは金沢医科大学、熊本の天草厚生病院、現在、大分県の下郷農業協同組合の組合立下郷診療所に勤務されております。過日お見えになりまして、市長を交えてお話し合いをさせていただきました。結果的に診療科目につきましては、外科、内科、小児科を現在予定しております。なお、1月1日採用ということでありまして、1月4日より診療に当たるということになっております。

その他の点につきましては、市民課長より答弁をさせていただきます。

○議長（末吉定夫君） 関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。一部皆様方のお手元に配布いたしました内容とダブるかもしれませんが、あらかじめご容赦いただきたいと思います。賃金につきましては、皆様方のお手元には決算見込みということで78日というような形で内訳のほう、提出させていただいております。しかし、実は先生が20日のうち、当然、有給休暇ということで20日とられたわけでございますが、代替医師がその2日間に限って半日勤務というのがございましたので、計算の基礎といたしまして、77日という形で考えていただきたいと思います。したがって、当初におきましては、千葉大の医師派遣分で50日、学会出張で3日、夏期休暇で5日、計58日分を当初予算で計上いたしておりましたけれども、千葉大の医師派遣分が実績見込みといたしまして47日、学会出張分が3日、夏期休暇が5日、それと在職医師の有給休暇分が20日とございますけれども、計算の基礎は19日ということをお願いしたいと思います。

あとは、先ほど総務課長からご説明がございましたように、新任医師が1月から就任するという形になりますので、3日分を見込みまして、計算の基礎とすれば、77日に対して8万8,900円、それに交通実費を足したものを、今回、補正のほうに計上させていただきました。

次に、手数料でございますけれども、昨年の6月に電子カルテシステムを診療所のほうで導入いたしまして、それを現在、先生方に利用していただいております。ところが、今度新しく来る鳴海先生においては、今まで電子カルテシステムをさわったことがないということでお話を伺っておりますので、先生に対する講師の派遣手数料ということで2日分を見ました分を、今回、計上させていただいたところがございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 1点だけ。土木費の関連で恐縮なのですが、年が明ければ、すぐ有料道路のバイパスの無料化という形に来年度、予定されておりますけど、現時点でその辺のスケジュールがおわかりでしたら、お示し願いたいと思います。私も、経過の説明で1回で終わりにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） それでは、勝浦有料道路無料開放に伴う現在の状況について、ご説明申し上げます。勝浦有料道路の無料開放につきましては、千葉県道路公社及び千葉県夷隅地域整備センターより平成20年4月5日、午前零時より無料開放になるというふうに向っております。また、この無料開放に伴いまして、千葉県道路公社、そして夷隅地域整備センターと道路管理者の協議を今現在、行っているところでございます。

また、現段階での計画案ではございますけれども、料金所及びその他の施設におきましては、撤去作業は4月以降になるということがございます。

また、この無料開放に伴いまして、今後、市民の周知につきましては、来年3月の広報等を利用いたしまして周知していく考えでございます。以上で経過の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 1点だけ。衛生費の45ページ、委託料の廃乾電池の業務委託料について。今までの廃乾電池、私も地元の床屋の近くにあるのでたまに持っていくのですが、その辺の収集業務はどのように行われているのか。ここにあって120万円計上されてきています。今までに行われていたのがどのような経緯で、例えば、1週間に1回なのかわからないのですが、そういうものと今回の委託業務の業務内容についての120万円、どのように違いがあるのか。この辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） お答えいたします。廃乾電池につきましては、現在、清掃センターのストックヤードの奥にドラム缶で集積してございます。おおむね1年ぐらいの量をもって、これまで所持しております。いっぱいになったこともあります。また、新年度から行います廃プラスチック類のストックヤードとして現在の置き場を利用することも考え合わせまして、今回、改めて処理費として計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） どのようにどう集めるのか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） 廃乾電池の集積場所につきましては、各地区の集会所等に収集ボックスを設けておりまして、そこに住民に周知して入れてもらうようになっております。また、いっぱいになったことを確認するために、各区長等からの連絡を受けて、私どもで直接回収に回っております。それを契約しております処理業者のドラム缶に詰め込んで、一定量になり次第、処理をしてもらうというような工程をとっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 実際に、区民会館のところに確かに小さな収集箱が置いてあるのです。今の説明の中で、今まで職員の皆さんが運んでいたと。これを業務委託するに120万円かける。その数量的なものがどのくらいの数量で今までの経過の中で出ているのか。実際、今まで職員の皆さん、今回、廃プラスチックとか分別の中で大変な仕事量を抱えてくるから委託するののかという問題も私は考えるのですが、この乾電池がどのくらいの数量で集められ、それを1年間で業者に出されていたのか。その辺の数量的なものがわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） お答えいたします。おおむね1回の運搬料がドラム缶30本ないし40本程度ということで、回収が整い次第、その都度、まとめて処理をしているような状態でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 実際、この数値がどのような数値で上がってきているのか、私ももう少し詳しく聞きたいがゆえに聞いているのですが、実際に勝浦全域を集めるに30本のドラム缶ということで解釈はよろしいのか。これは1年間に30本なのか。私の住んでいるところも小さな箱みたいな中に捨てていかせていただいているのですが、それをやるから職員の皆さんは大変で、ここに委託料が上がってきているのか、その辺の整合性をもう少しはつきりお聞かせ願いたいのと、この乾電池を集められたもの

が、実際、今までは処分費として出ていっているのでしょうか、この委託料は収集ですよ。収集だと私は考えて聞いていたものですから、それならそのように回答願えれば、了解できると思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） 大変誤解を招くような答弁で申しわけございません。収集につきましては、市の職員がそれぞれ集会所、また公用的な施設にあります小さなプラスチックボックスの中に集まったものを自前の軽四で職員が回収してくるわけですが、それをため込んだものが年間30本に至らない場合もあります。これは処理費用でございますので、毎年30本集まるというわけではございませんので、集まり次第ということで、処理費用が隔年になる場合もございます。今回、去年に引き続きまして排出量が多かったということで、先ほど申し上げましたとおり、廃プラスチックのストックヤードの新設を兼ねて30本以上集まりましたので、あわせて、急遽、処理することになったということでございますので、処理業者に頼む運搬並びに処理費用がこの120万円ということでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 私は議案第74号、一般会計補正予算、議案第77号の水道事業会計補正予算、この2点について質問したいと思います。

一つは、一般会計の土木費の関係で、これは土木費ののってないからどうなっているのかなというふうに思って、ページと事項別を言ってから質問しろというお話なので、ところがのってない。実は7月の臨時議会の中で、土木費の道路維持費、報酬費で弁護士の着手金31万5,000円というのがありました。これは例の松部の赤線、青線の関係で、市長に対して住民から損害賠償請求訴訟が起こされて、それに対する行政側の弁護士の着手金という説明でした。この議論を臨時会で大分やりましたので、今ここで蒸し返すつもりはありませんけれども、そのときの行政側の答弁の中には、今、本件問題は筆界特定制度にゆだねられているので、この筆界特定制度の結論が11月には出るということなので、それを踏まえた上で対応するという答弁でした。ちなみに市長の答弁では、一応、現段階では筆界によって公正な第三者の意見が証明できると思う。それを踏まえて、次の行動として何をなすべきか決めていく。ないがしろにしたり、うやむやにすることなく、必要な書類をすべて具備して公正な判断を仰いでいきたい、こういうことで、11月の筆界特定制度からの結論が出たら、それをもとにして全部、第三者機関の公平な判断も資料をそろえて、言ってみれば対話する、具体的に言えば裁判にかけることも視野に入れながら、適切に対応すると、こういうニュアンスとして私は受けとめたのですが、もう11月過ぎてしまった。

本件問題がやられてから1年になんなんとしているのです。行政が筆界制度が今度新しくできたから、筆界制度にこの問題をゆだねると。去年の今ごろ、半年もすれば結論が出てくるだろう、こういうふうに言ったけど、ずるずるずるずる、あれから1年たつ。しかも、この筆界特定制度というのは法的拘束力はありませんから、出ようが出まいが、そのことによって決着がつかない。だから、私は、それはそれとしてやりながら、勝浦市の姿勢としては、市長が勝浦市の監査委員の意見書にあるように、市民の共有の財産である赤線、青線を適切に管理する、これを怠っているというふうに言われて告訴されているのですから、それを切り返す意味で、私はそこを侵害している人を対象にして、立ち退きを要求する市長の側からの訴訟をやるべきである。その過程の中で、筆界制度の意見が出てきたら、それは勝浦市の立場を補強する材料になるだろう。そうでなかったら、ずるずるずるずる、いつになるかわかりませんよ。早く決断してくださいという意味のことを7月に申し上げたのです。そのときの答弁が、今、私が紹介したような行政側の答弁です。

聞くところによると、まだ何にも出てきてない。そうすると、これは一体、どういうことになっていくのだろう。その際に私も申し上げたのですけれども、市民から市長が訴えられたこと、これを平和的に解決する、和解していくための前提条件は、そこを侵害している人に対して、市が毅然とした対応をするということが前提になれば、市長を告訴した人と行政側とは和解の道はありませんということを行っているのですけれども、それが全然先が見えない。だから、これが1点、どうなっているのだと。そして、これから先、どう考えているのだ。これは議案に予算計上されてないから、議案の外だなんて言わないでください。7月議会の補正予算の延長線上にある問題ですから、本来は、ここの12月議会で市長の側から赤線、青線を不当に侵害している住民に対して立ち退きを請求する裁判の弁護士費用として予算が計上されてしかるべきだという立場から質問しているわけでありますから、これが7月の論議を踏まえた後でも、11月になっても、いまだ何にも音さたがない。一体、行政としては、今後、これに対してどういう対応していくのか。このことをまず第1点、明らかにしていただきたいと思います。

次は、水道問題。これはページ数があります。これは139ページ、利益剰余金の関係なのですが、これはほかの表が出てないのですけれども、これは勝浦市水道事業予定貸借対照表の形でしか出てないのですが、利益剰余金、当年度未処分利益剰余金4,870万4,000円というふうになっているのです。これは随分少ないな、何でこんなに少ないのだろうということで、その理由を説明していただきたい、結論から言うと。

平成17年に広域が値上げをした。平成17年の値上げは勝浦市は見送っているのです。その理由は、平成12年に値上げをして、単年度3,000万円ぐらいの黒字になっているということが一つ、それと企業努力の中で、当時3,500万~600万円と見込まれた広域水道の値上げ分は吸収できるからといって見送った。だけど、平成18年になって15.40%の料金改定を行った。そして、平成18年の決算は、1億1,030万円、つまり1億1,000万円の当年度剰余金が出て、それで今までの赤字分4,106万円を差し引いて、なおかつ6,924万何がしかの当年度未処分の譲与金が出た。そして、ここから350万円を減債基金に積み立てて、平成19年度には6,574万円の繰越剰余金が繰り越されると、こういうふうになっている。

つまり、何が言いたいかというと、平成18年度の単年度では1億1,000万円の利益金が出ている。ところが、この139ページでは、表に書いてありますように、4,870万4,000円の当年度未処分利益剰余金しか計上されていない。非常に落差があるのです。ですから、これは本来、平成18年度と同じように1億円ぐらいあって、ほかになんかに使って、結局、未処分の剰余金がこのくらいしか残らなかったのかどうなのか。これは平成18年度の1億1,000万円と、これは平成19年度末の想定された貸借対照表ですから、いかにも落差があるので、その理由について、ひとつわかりやすく説明していただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。平成18年8月23日に申請をいたしました筆界特定状況につきまして、7月臨時議会において経過、そして結論の見通しについて、本年11月末をめどにということでご答弁を申し上げましたところでございますが、昨日、12月7日におきまして、千葉地方法

務局特定登記官のほうにこの筆界特定制度の結論について確認を問い合わせいたしましたところ、現段階において勝浦市からの申請の筆界特定の結論は出ていないという回答でありました。また、特定登記官によりますと、年明けに筆界特定の測量を行いまして、その後、再検討いたしまして、本年度、年度末の3月ごろには結論を出したいという見解でございました。

したがって、先ほど来、議員のほうから指摘がございましたけれども、この結論が出るまでに、もうしばらく時間が要するものと考えますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、3月、結論等がもし出されれば、今後はその対応については協議いたしまして、対応していきたいというふうに考えております。

そしてまた、7月の答弁の中におきまして、後は結論が出たときには、それなりの対応をしていくというふうに申し上げておりますので、その答弁には変わらないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。平成19年度の予定貸借対照表におけます利益剰余金の予定額のご質問でございますが、水道事業につきましては、事業の性質から工事関係、修繕関係につきましては3条予算、4条予算に区分しております。4条予算につきましては、計画的な年間工事を実施いたしまして、通常発生する修繕等につきましては3条の予算におきまして計上しているところでございます。この性格から、当初予算におきましては、この維持管理等につきましては緊急時の対応といたしまして、余裕を見た内容としているところでございます。

ところで、平成18年度と平成19年度の当初予算時におけます水道事業費用の収益見込み及び予定貸借における当年度予定未処分利益剰余金との関係でございますが、平成18年度当初予算におきましては、水道事業費用の収益の差が1億1,283万4,000円としていたところでございます。これに対しまして、当初予算時での予定貸借におけます利益剰余金につきましては3,306万5,000円としておりました。平成18年度事業を推進した結果、平成18年度決算におきましては、先ほどご質問にございましたように、1億1,000万円の当年度利益譲与を結果として生じたところでございます。

一方、本年度、平成19年度の当初予算時におきましては、水道事業経費の収支差益につきましては、当初予算で6,986万6,000円を見込んでおりました。これに対しまして、予定貸借対照表の平成19年度予定利益剰余金につきましては4,845万6,000円としておりました。この金額が見込み額約1億円程度との差があるのではないかとご質問でございますが、これにつきましては今年度事業を現在、遂行中でございますので、今後、配水、給水、浄水等々の事業を推進していった結果、決算で整理されてまいりますのは、平成19年度の最終的な純利益ということになってまいると考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 赤線、青線の関係なのですが、3月段階で結論が出されれば対応を協議したいと、こういうことですね。だから、このまま行くと、3月までは結論が出てこない。3月で結論が出たら対応する、こういうことなのですが、これは率直に言って、こちら側で聞いていると、模様見、様子見。今まで、あと半年あれば結論が出るだろう。それが多少延び延びになった。また、延び延びになった。その結論待ちで、こちら側の方針が何も見えない。3月になったら結論が出るのですか。出たら対応したいと、こういう答弁です。出なかったらどうするのですかということも含めて、私はこれから先どうするのだということを聞いているのですが、それについては何の答えもない。

こんなことを言うと申しわけないのですが、市長の任期はあと3年。ずるずるずるずるっという

るうちに、こちら側が何のアクションも起こさないうちに、損害賠償請求裁判だけがどんどんどんどん進んでいって、仮に向こう側が勝ってしまっ、こっちが負けたらどうするのですか。賠償を50万円払えばいいという問題ではないのですよ。今度は、2審どうするんだという話になれば、これからずるずる、また、この裁判を勝浦市は続けるのですか。そんなみっともないことはできないでしょう。だから、私は早くこちらからアクションを起こせ、きちんと整理をしろと、こう言っているのです。

ところが、特定筆界制度といったって、これは結論が出たって、法的拘束力も何もない。しかも、これがずるずるずるずる向こうの都合で延ばされて、こちら側の対応としては、そのうち協議が整って、向こう側の結論が出たら、その結論に基づいて対応を考えていく。それでは、いつになったら解決するのか、わけわからない。

改めてお聞きしますけれども、3月まで待つのですね。筆界特定制度の結論が3月ごろには出るだろう。それを期待して3月まで腕組みをして待つ、こういう考え方なのか。そして3月まで待って、出なかったらどうするのか。これは、一課長よりも藤平市長、あるいは副市長か、きちっとして、勝浦市の方針を決められるような方から答弁いただきたい。これは、ここで議論したって始まらないから、これでやめます。今回、この答弁を聞いたら、私はその答弁を受けとめて、こちら側としても、また別途考えていきたいと思います。だから、これ以上深入りしないから、きちんとした答弁していただきたい。3月まで待つのか、待って出なかったらどうするのか、この2点であります。

もう一つ、水道事業のほうなのですが、ずうっと見ていると、どんな事業を具体的にやって、どういうふうな資金繰りをやってということまで我々議員はわかるわけではないのです。比較するのは、歴史的なものを見ていただきたいのは、先ほど私が申し上げたように、平成12年に次の広域水道の料金改定の平成17年までの5年間で、今まであった2億3,000万円という赤字をちゃらにして、それで平成17年の広域の水道料金の値上げを迎えると、こういう基本的な考え方でやったから、それ以降、ずうっと出て、単年度は黒字になっている。ところが、平成17年度には、なおかつ4,500万円ばかり借金が残ってしまっている。また、向こうは値上げしてきた。だけど、今回は値上げは1年我慢した。1年我慢したけれども、とてもじゃないけど、こういうことをやっていたのではイタチごっこになってしまうからということで、平成18年度に先ほど申し上げましたような値上げを行って、その上で5年間かけて老朽管の敷設替えや、あるいはまた、老朽施設の更新事業、こういうものをするという計画を平成18年度に立てたのでしょ。

平成18年度に値上げしてやった結果、1億1,000万円の当年度の利益剰余金が出たわけです。簡単に言うと、そうしたら、平成19年度は一体どのくらい出るんですかと、そのことを聞いているの。これが4,000万円になってしまうんですか。4,000万円になってしまったら、初めのもくろみがちゃらではないですか。5年間で7億円もかけて、老朽管の敷設替えやる。そして有収率を高めていく。これから先は言いませんけど。そして、広域水道の重荷から開放されるようなことを考えていこうとやっている最中に、1年目は1億1,000万円の黒字になりましたけど、2年目は4,600万円。そうではないでしょう。これは、これから先、5年間の計画の中でどういうふうな推移をたどるのか、その辺について、細かい技術的なことはいいです。大ざっぱな見通し、この点について明らかにしていただきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 裁判所の民事ということになると、時間がかかるのは相場なのですけれども、行政が絡んで市民対行政の問題ですから、そうは時間はかけられない。しかしながら、裁判所はそういうことは頓着ないと思うのです。ですから、今、都市建設課長が申し上げたのは、裁判所のスケジュールで

あるとか。しかしながら、私たちは行政としての立場であれば、この調査を一日でも早く第三者の意見を求めなければいけないし、もし、余りにも長期であれば、それは市の総合的な判断で当事者に対して、それぞれの、あるいは、場合によってはもう一度、立ち退きの請求を出すなり何なりしていく。裁判所の結論を早める一つの手だてとしては、勝浦市の行政の責任者として裁判所に調査促進の文書をもって上申をすると、そういうことは必要であろう。それは、時期を見てやるべきであろうというふうに、今の段階では判断をしております。以上です。

○議長（末吉定夫君） 岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。今回の補正予算提案につきましては、主に人件費等にかかわる補正でございます。現在、年次途中で鋭意、今年度事業を推進しているところでございます。まだ漏水関係の緊急的な対応も必要かと思われませんが、今後、現時点でそのまま推移した場合に、現在の予定貸借上の約4,900万円よりは増額傾向を示すものと思われれます。見込みといたしましては、平成17年次、平成18年度からの5カ年の財政推計計画に、おおむねその内容に沿った程度になってくるのではないかというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） まず、一般会計で47ページの工事請負費、新年度から始めようとしている廃プラスチックのストックヤードというか、資源物置場整備工事費220万円なのですが、先ほどの条例改正の質疑からの関連になってしまうわけですが、ここのところが勝浦市の清掃業務における一つの目玉だと思うのです。原則は、地球温暖化を初めとする、そういうものをいかに防止していくか。そして、優しい、きれいな地球にどうしていくかという、その一貫としての燃やさないということなのです。一つの地方行政における施策としても大事になっている環境問題だと思うのです。そういう点で、廃プラスチックを分別収集の一つに加えて15品目にしていくという点では全く大賛成なのだが、そこで集めた廃プラスチックをどう処分していくかという問題が出てくるわけで、これは清掃センターの前任者も言っていたように、燃やして灰にして搬出すれば、コスト安だと。しかし、これをそのまま灰にしないで廃プラスチックとして搬出した場合、かなりべらぼうな経費がかかるというようなことから、事実上、コスト面だけのことを考えれば、燃やして処分する以外にないと、こういう発言もあったわけですが、せっかく市民が努力をして、行政に協力しながら徹底した分別をしていく中で、この廃プラスチックについての処分方法を新年度以降、どういうふうにやろうとしているのか、この点について1点だけお尋ねをしておきたい。

地方債補正であります。ごみ処理施設整備事業、あるいは現年発生単独災害復旧事業、あるいは現年発生補助災害復旧事業、それぞれ限度額の補正でありますけれども、一つ一つ詳しくは結構ですが、この補正の特徴的なところというか、かいつまんで、要点のみで結構ですから、お答えをいただきたい。

次に、国保の診療所勘定ではなくて、国保の繰入金252万2,000円の減額と繰越金112万9,000円の追加、このやりとりというか、この辺の経緯を説明をお願いをしたい。一般会計からの繰入金を減額するという説明で、配置がえ云々とありましたが、それも含めて、もう一度説明をお願いしたい。

最後に、水道事業なのですが、水道事業の収益的収入及び支出なのだが、原水及び浄水費で169万8,000円の増額補正、配水及び給水費で344万2,000円の減額、この辺のやりとりというか、意味するところ、その点についてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。初めに、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、プラスチック類の処理についてお答え申し上げます。現在

も容器包装を除きますその他プラスチック製品については、収集は行っておりませんが、持ち込みいただいたものについては受け入れまして、処理業者によって再生されております。私ものこの件につきましては、再生業者の工場を確認する義務があるということで、横芝町でございましたが、確認してまいりました。現在うちのほうで取り引きしているその業者につきましては、溶かしまして、おがくずと交ぜ合わせまして、屋外に敷くプラスチック製の板状の製品に再生されておりました。現在のところ、有価物とはなっておりませんで、今後、廃プラスチック収集を行うに当たりまして、焼却炉への負担軽減等が目的でございます。また、先ほど議員、おっしゃいましたとおり、地球温暖化等、環境問題を含めますと、燃やすべきではないという判断から分別に向かっているところでございます。これらの製品につきましても、同じように再生に向けた処理を行っていくという考えでおります。いずれにいたしましても、処理費として今後、費用が加わるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答え申し上げます。地方債補正の内容でございますけれども、細かい内容につきましては、予算書、27ページをお開きいただきたいと思うのですが、まず衛生債、これは90万円の追加計上であります。これが今回、ごみの処理施設の整備事業ということで、ストックヤードの工事費の充当率90%を見込んでおります。資金については、とりあえず民間資金を借りる予定でおります。

災害復旧債につきましては、2点ありまして、現年発生単独災害復旧債、それと現年発生補助災害復旧債、これはいずれも充当率100%を見込んでおりまして、これは政府資金、財政投融资資金を借りる予定で、現在、計画しております。

利率につきましては、まず、ごみ処理施設整備事業債、これは民間資金で、一応、今のところ、利率は2年据え置き10年償還で1.6%を見込んでおります。

現年発生単独災害、災害関係につきましても、同じく10年償還ということで、現時点では1.6%を見込んでおります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず1点目の一般会計からの繰入金252万2,000円の減額でございますけれども、ご承知のとおり、一般会計からの繰り出し基準に基づきまして処理したものでございます。このたび人事院勧告、または県人事委員会勧告によりまして給与改定が行われました。それに伴いまして、その繰り出し基準に該当いたします一般管理費で133万3,000円の補正増額がございました。また、賦課徴収費のほうで385万5,000円の減額がございました。それらを足したものの合計が252万2,000円の減額ということになります。

次に、繰越金の112万9,000円でございますけれども、これにつきましては、事項別明細書を見ておわかりのとおり、短期人間ドックにかかわります補正額の増と、並びに保険税の還付金に伴います償還金利子及び割引料の合計が今回、繰越金を財源といたします事業でございまして、本来ならば税転嫁とか、そういう問題もあるわけでございますけれども、保険税にはこれ以上転嫁することができませんし、ほかに見合う財源ということになりますと、繰越金が一番適当であるという考え方のもとに行った次第でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） 岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。今回の人件費関係の補正につきましては、一つは、一般職の職員の給与等に関する条例の改正に伴うものと、もう一つは、当初予算編成時からの職員の配置がえに伴う人件費をあわせて行っております。

原水及び浄水費と配水及び給水費の内訳の関係につきましてでございますが、原水及び浄水費につきましては、施設係4名分の人件費となっております。主に給与改定に伴います手当等の補正分を計上したところでございます。

また、配水及び給水費につきましては、業務係7名分の人件費でございますが、内容的には給与改定による影響分と職員の異動によるものが内容となっております。特に減額344万2,000円というふうになっております理由につきましては、職員の異動に伴う影響でございますが、当初予算編成時、4級職員を計上していましたところ、現実的には2級職員が対応していると、この差額分でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は総務常任委員会へ、議案第75号及び議案第76号は教育民生常任委員会へ、議案第77号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

陳情の委員会付託

○議長（末吉定夫君） 日程第3、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（末吉定夫君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月15日から12月20日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、12月15日から12月20日までの6日間、休会することに決しました。

散会

○議長（末吉定夫君） 12月21日は午後1時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時47分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案の訂正について
1. 議案第61号～議案第77号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情第3号～陳情第5号の委員会付託
1. 休会の件